

基金情

No. 119 平成23年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)	
事業所数(件)	228	-2	年金掛金	調定額(円) 1,021,464,934	
加入員数(人)	男子	4,322	1	収納額(円) 1,010,952,966	
	女子	2,162	8	収納率 98.97%	
	計	6,484	9	事務費掛金調定額(円) 42,000,060	
平均標準給与月額(円)	男子	340,845	-306	資産運用	信託資産額(時価) 223億1,590万円
	女子	227,906	22	修正総合利回り	-8.61%
	計	303,187	-284	ベンチマーク差	-1.04%
受給者数(人)	6,304	13	慶弔金の支給件数・金額	58件98万円	
平均年金額(円)	516,157	754	年金相談件数	674件	

適用関係

当基金を中途脱退された方へ
～企業年金連合会のサービスをご利用ください～

当基金の加入期間が10年未満で年金支給開始年齢に達する前に加入員資格を喪失された方は、「中途脱退者」として年金の支給義務が当基金から企業年金連合会(以下連合会)へと継承され、将来の年金給付も連合会から行われます。連合会のホームページでは連合会における記録有無の確認や、住所変更等を行うことができますので是非ご利用ください。

■ 企業年金記録確認サービス ■

中途脱退者の方は連合会ホームページの「企業年金記録確認サービス」で、連合会におけるご自分の記録の有無が確認できます。連合会トップページの「年金をこれから受給される方」の項目を選択して記録確認サービスをご利用ください。

- ◆ 確認サービスでは基礎年金番号・氏名(カナ)・旧氏名(カナ)・生年月日・性別の入力が必要になります。
- ◆ 照会には、基礎年金番号・カナ氏名・生年月日の3項目が完全一致することが条件となります。
- ◆ 加入していた基金名称、基金記録、年金額等の詳細内容についての確認はできません。

■ 住所変更と承継通知書 ■

記録確認サービスにて要件項目が一致した方は、「住所変更」「年金の引継ぎのお知らせ(年金支給義務承継通知書)の発行」が行えます。(このサービスをご利用になる場合は、メールアドレスが必要となります。)

「年金の引継ぎのお知らせ」に記載されているのは以下の項目になります。

- ①氏名 ②加入していた厚生年金基金の名称 ③厚生年金基金加入員番号 ④基礎年金番号 ⑤加入していた期間 ⑥将来支払われる年金の見込額 ⑦支給開始年齢

- ◆ 住所変更・承継通知書の発行を希望された方には入力したメールアドレスに受付確認メールが届きます。

- ◆ 承継通知書がお手元に届くには1週間程度かかります。住所変更のみを希望された場合には文書による通知等がありませんので、住所の入力はお間違いないようお願いいたします。

企業年金連合会

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階・11階
URL【<http://www.pfa.or.jp/>】

企業年金コールセンター：0570-02-2666
受付時間は平日9時から17時までです。連合会HPではコールセンターの混雑予測を確認できます。

日本年金機構の住所確認サービスをご活用ください

日本年金機構では事業主の皆様から従業員及び被扶養配偶者の方の住所をご確認いただくため、「住所一覧表」の提供サービスを行っています。住所は「ねんきん定期便」や「年金請求書」等を送付する際に大変重要なものです。将来適切な年金給付を行うためにも、住所の確認をお願い申し上げます。

■ 住所一覧表提供サービス ■

「住所一覧表」の提供をご希望される場合は、所定の申出書に必要事項を記入し事業主印を押印の上、管轄の年金事務所へご提出ください。後日、住所一覧表が郵送されます。申出書は最寄りの年金事務所、もしくは日本年金機構のホームページからも取得できます。

【<http://www.nenkin.go.jp/index.html>】→事業主の方→申請・届出手続き案内→事業主への「住所一覧表」提供サービス

【日本年金機構の住所変更】

住所一覧表を申請し、一覧表の住所が現在、従業員及び被扶養配偶者の方がお住まいの住所と異なる場合には、一覧表に朱書き訂正をすることで住所変更の届出となります。訂正後の一覧表を管轄の年金事務所へご提出ください。通常の住所変更届出用紙も、日本年金機構のホームページで印刷できます。

【健康保険組合・基金の住所変更】

住所変更があった場合、健康保険組合と基金にも届出が必要になり、それぞれ様式が異なります。用紙が必要な時は各所へご連絡ください。

- ◆ 当基金でも「加入員住所一覧表」を提供していますので、ご希望の際は当基金までご連絡ください。(基金の住所情報は加入員本人のみ管理しております。日本年金機構とは連動していません。)

事業主の皆様へ

基金では国の老齢厚生年金の一部を代行していることから、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が義務付けられています。そのため、平成23年10月26日付通知にて「128条の規定による通知書(その1)」のご提出を全事業所をお願いいたしました。ご提出にあたりお忙しい中、事業主の皆様ならびに事務担当の皆様にはご協力を賜り厚く御礼申し上げます。ご提出がお済みでない事業所はご提出くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。こちらの届書は将来適切な年金給付を行うためにも非常に重要な届出となっております。相違事項がない場合でも「該当なし」として必ずご提出ください。用紙がお手元にない場合は当基金へご連絡ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します
 * 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

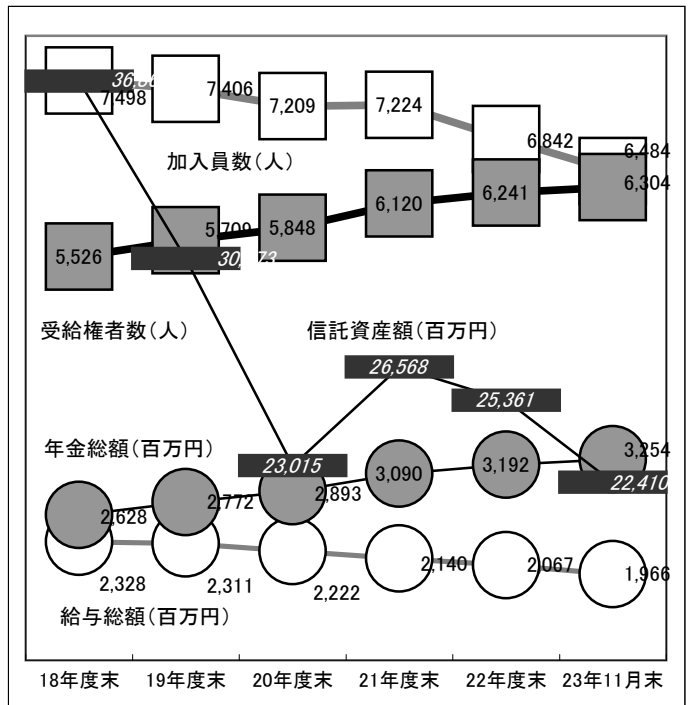
このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

* 12月分の掛金納入期限は、平成24年1月31日となりますので、ご協力のお願いいたします。

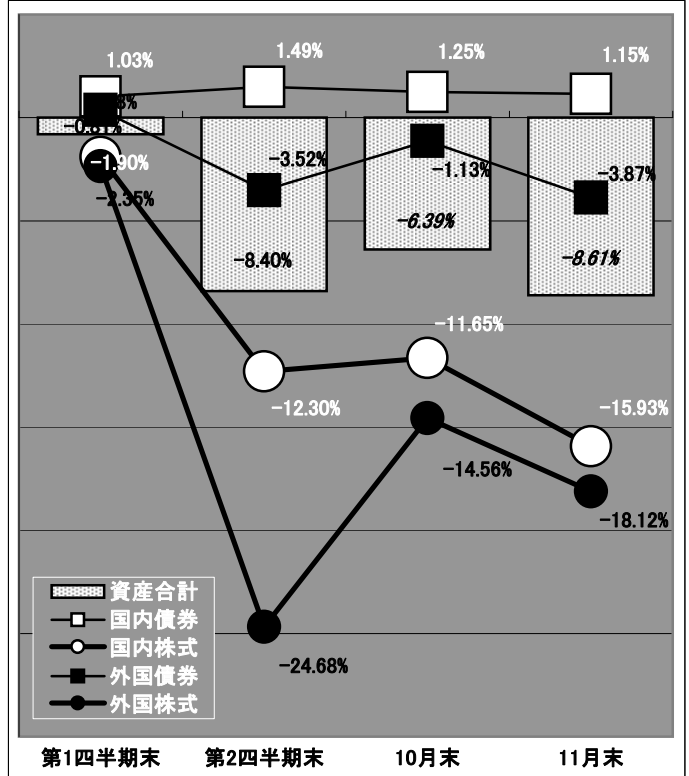
設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	新日本産業(株)	風間 洋治 氏	H23.11.9
代表者変更	(株)ヒロミチ	荒原 英子 氏	H23.11.3
削除事業所	酒井硝子エンジニアリング(株)	閉鎖	H23.11.1
削除事業所	サカイグラステック(株)	閉鎖	H23.11.1

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【お願ひ】
 当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう
 ご配慮方お願ひいたします
 ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載していただきます
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

1月の予定

- 13日 告知書(12月分)発送
- 26日 財政運営委員会(ガラス会館)
- ※1月分の適用関係書類の〆切は2月7日です。